

平成30年 年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動 実施要綱



広島県交通対策協議会

広島地方検察庁，中国運輸局，第六管区海上保安本部，広島労働局，中国地方整備局，広島県，広島県教育委員会，広島県警察，広島県市長会，広島県町村会，広島市，西日本旅客鉄道株式会社，西日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，広島県道路公社，広島高速道路公社，（公財）広島県交通安全協会，（一社）広島県安全運転管理協議会，（一社）広島県指定自動車学校協会，広島県交通安全母の会，広島県二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟広島支部，（公社）広島県バス協会，（一社）広島県タクシー協会，広島県個人タクシー協会，（公社）広島県トラック協会，（公財）広島県老人クラブ連合会，自動車安全運転センター広島県事務所

1 目 的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で安心な交通社会を実現することを目的とする。

2 期 間

平成30年12月1日(土)から12月10日(月)までの10日間

3 主 催

広島県交通対策協議会

4 協 賛 ・ 後 援

別記のとおり



5 平成30年広島県交通安全年間スローガン

『**危ないよ スマホじゃなくて 周り見て**』

平成30年広島県交通安全キャッチフレーズ

『**なくそう交通死亡事故・アンダー75作戦
～2020年へ向けて～**』

6 運動の重点と趣旨

(1) 重 点

- ア 高齢者の交通事故防止
- イ 飲酒運転の根絶
- ウ 自転車の安全利用の推進



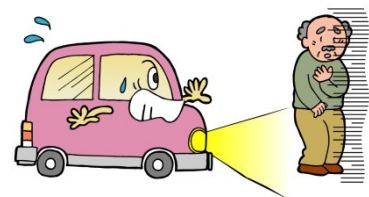
(2) 趣 旨

- ア 高齢者の交通事故死者数が依然として全死者数の半数以上を占める等、高齢者の交通事故防止が強く求められていること。
- イ 未だ飲酒運転に起因する交通事故が後を絶たず発生し、「飲酒運転を絶対に許さない」環境づくりを一層推進していく必要があること。
- ウ 自転車による危険な運転が後を絶たず、自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上が求められていること。

7 運動重点等の推進項目

(1) 高齢者の交通事故防止

- ア 夜間，車両を運転する際の対向車・先行車がない状況における上向きライト（ハイビーム）の活用
- イ 夕暮れ時における早めのライト点灯による，車両運転者と高齢歩行者双方の交通安全意識の高揚と視認性を高める。
- ウ 各主体の自主的な取組を推進するため新たに設定した「高齢者の交通安全の日」（毎月10日）と連動した広報啓発活動の推進
- エ 夕暮れ時や夜間，早朝における歩行中・自転車利用時の反射材用品の着用やLEDライト等携行の広報啓発活動の推進
- オ 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や運転時等の危険予測の重要性に関する理解の促進
- カ 高齢運転者ドックや高齢者自転車教室，歩行シミュレータ等，高齢運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- キ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発



(2) 飲酒運転の根絶

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ，地域，職場，家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 「飲酒運転根絶宣言店登録事業」と「ハンドルキーパー運動」の連動などによる運転者への酒類提供禁止の徹底
- ウ 各主体の自主的な取組を推進するため新たに設定した「飲酒運転根絶の日」（毎月20日）と連動した広報啓発活動の推進



(3) 自転車の安全利用の推進

- ア 全ての自転車利用者に対し，自転車は「車両」とであるという認

- 識と，「自転車安全利用五則」等を活用した基本的なルールの周知による，車両運転者としての規範意識の醸成
- イ 各主体の自主的な取組を推進するため新たに設定した「自転車安全利用の日」（毎月１日）と連動した広報啓発活動の推進
 - ウ 街頭での自転車利用者に対する交通安全指導，保護・誘導活動の促進
 - エ 交通事故加害者になった場合の責任の重大性や損害賠償責任保険等への加入の必要性等の周知

8 運動の実施要領

それぞれの地域・職域の実態に応じ，昨今の交通事故状況を考慮し交通安全の確保に必要な事項を積極的に推進すること。

推進機関等	推進事項
主催機関・団体	1 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。 2 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用などの諸活動を展開し、又は支援するものとする。 3 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。 4 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。
県・市区町	県及び市区町は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、運動への若者の参加促進に努めるものとする。 1 地域、家庭等における活動 (1) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催 (2) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消 (3) 家庭内での、話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践

県・市区町	(4) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進 2 幼稚園, 保育所, 認定こども園及び小学校等における活動 (1) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による自転車の安全利用の基本的な交通ルール・マナーの教育 (2) 保護者等を交えた交通安全総点検, ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険個所の把握と解消 3 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動 (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導 (2) 関係者等を交えた交通安全総点検, ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消 4 職域における活動 (1) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催 (2) 飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した運転による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知 (3) 交通法令を遵守し, 体調面も考慮した安全運転の励行 (4) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底 (5) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進
協賛団体	協賛団体は, 主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして, 地域と一体となった運動が展開されるよう前記に準じ, 組織の特性に応じた取組を推進するとともに, 職員に対して本運動の趣旨等を周知し, 飲酒運転をしない・させないことはもとより, 高齢者等に優しい運転の徹底や交通ルールの遵守など, 職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

9 実施結果

この運動の実施結果を、**平成30年12月26日（水）**までに広島県交通対策協議会交通安全対策部会事務局（交通安全対策室）へ提出すること。（報告様式については、別途送付する。）



交通安全運動協賛・後援団体

協 賛 団 体			(順序不同)
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会広島県支部	日本建設業連合会 中 国 支 部	中国モーターサイクル スポーツ協会(M F J 中国)	
広島県観光連盟	広島県高等学校長協会	広島県私立中学高等学校協会	
広島県PTA連合会	広島県高等学校PTA連合会	広島県保育連盟連合会	
中国地方鉄道協会	広島県農業協同組合中央会	広島県私立幼稚園連盟	
日本自動車タイヤ協会 中 国 支 部	日本道路建設業協会 中 国 支 部	広島県自動車販売・整備団体 交通安全対策推進協議会	
広島地方通運業連盟	広島県建設工業協会	広島県消防協会	
広島駐車協会	広島県土木協会	広島県青年連合会	
広島県レンタカー協会	広島県建設業協会連合会	広島青年会議所	
軽自動車検査協会 広島主管事務所	建設業労働災害防止協会 広島県支部	青少年育成広島県民会議	
広島県生命保険協会	広島県労働基準協会	広島県少年団体協議会	
日本道路交通情報センター 広島センター	日本損害保険協会 中 国 支 部	青少年赤十字 広島県指導者協議会	
広島県自転車協同組合	広島県公民館連合会	広島県自動車教習所協会	
損害保険料率算出機構 広島自賠責損害調査事務所	広島県地域女性団体 連絡協議会	全国共済農業協同組合連合会 広島県本部	
広島県社会福祉協議会	海上保安協会広島地方本部	広島県公立中学校長会	
広島県身体障害者団体連合会	中国旅客船協会連合会	広島県中小企業団体中央会	
広島県リハビリテーション 協会	中国地方海運組合連合会	広島県経営者協会	
広島県医師会	広島県ろうあ連盟	広島県商工会連合会	
広島県歯科医師会	広島県肢体障害者連合会	広島県商店街振興組合連合会	
広島弁護士会	広島県視覚障害者団体 連合会	広島県商工会議所連合会	
日弁連交通事故相談センター 広島県支部	広島県高速道路 交通安全協議会	広島県人権擁護委員連合会	
広島県二輪自動車協同組合	ひろしまこども夢財団	広島県連合小学校長会	
郵便局株式会社	全標協広島県協会	マツダグループ交通安全 普及会連合会	
広島県生活衛生 同業組合連合会	広島市地域女性団体 連絡協議会	日本スポーツ振興 センター広島支所	
広島県石油商業組合	広島市交通安全母の会	広島県広島市道路利用者会議	
自動車事故対策機構 広島主管支所	日本二輪車普及安全協会 広島支所	広島県行政書士会	
広島県飲食業 生活衛生同業組合	広島県小売酒販組合連合会		

(77団体)

後 援 団 体		
中国新聞社	山陽新聞社広島支社	広島テレビ放送
朝日新聞社広島総局	日刊工業新聞社広島総局	広島ホームテレビ
毎日新聞 広島支局	共同通信社広島支局	テレビ新広島
読売新聞社広島総局	時事通信社広島支社	デイリースポーツ広島支社
産業経済新聞社広島支局	N H K 広島放送局	広島エフエム放送
日本経済新聞社広島支局	中国放送	

(17団体)